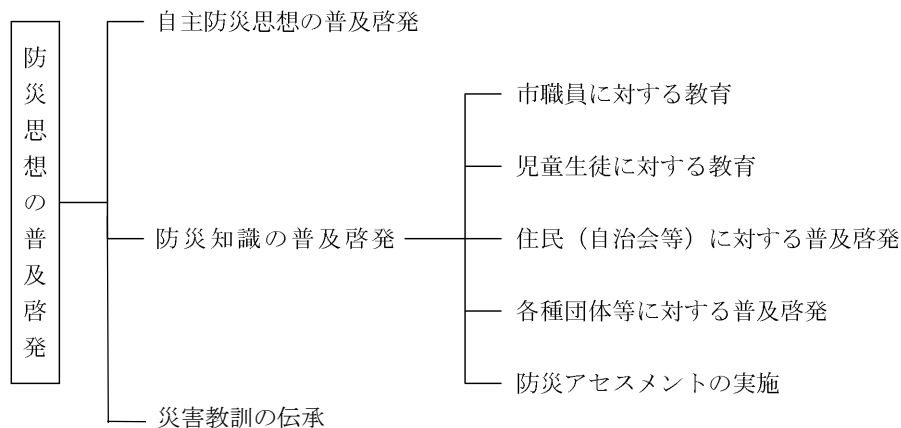


第1章 防災思想の普及啓発

地震による被害を最小限に止めるためには、市、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と、同時に、住民一人ひとりが自らの生命と財産を自分で守る心構え、行動が求められる。

このため、市は、県及び防災関係機関と連携協力して、住民に対して地震に関する防災知識の普及啓発を推進する。



第1節 自主防災思想の普及啓発

防災危機管理課
消防組合

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは市及び防災関係機関が行っている防災活動に対する自主的な協力などが求められる。このため、市は、防災関係機関と連携して、「地域のことは地域で守る」自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行っていく。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

防災危機管理課 消防組合
教育委員会

地震対策を円滑に実施するため、防災担当職員をはじめとして一般職員への研修等を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般住民に対しては、地震に対する正しい知識の普及啓発を図る。

第1項 市職員に対する教育

1 市職員に対する教育

市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災

活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

また、各部局等の長は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- (1) 地震に対する基礎知識
- (2) 市防災計画に示す地震対策
- (3) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- (5) 家庭における地震対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 地震対策の課題その他必要な事項
- (7) 災害対策本部体制等の具体的活動
- (8) 住民の安全確保に関する心構え
- (9) 施設・設備等の安全管理に関する心構え
- (10) 要配慮者に配慮した行動

上記のうち、(3)及び(4)については、年度当初に各所属において、十分周知しておくものとする。

また、各部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

2 市防災担当者に対する研修会の実施

震災対策の推進に当たり、中心となる市の防災担当職員を対象に必要な知識や心構えについて研修を行うとともに、県や防災機関との連携について確認する。

実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- (1) 震災に対する基礎知識
- (2) 市防災計画と県防災計画との関係
- (3) 注意報、警報発表時及び地震発生時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員が果たすべき役割（県への情報伝達等）
- (5) 家庭における震災対策と自主防災組織の育成強化対策
- (6) 震災対策の課題その他必要な事項
- (7) 市独自の防災情報の収集、取得
- (8) 地震・津波情報等の知識
- (9) 情報収集、職員連絡体制
- (10) 災害対策本部体制の具体的活動

第2項 児童生徒に対する教育

市教育委員会は、各学校に対し、児童生徒に対する地震を含む防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

- 1 ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて地震災害の基礎的な知識、地震発生時の対策等の指導を行う。
- 2 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方、救助の方法について、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。
- 3 中学校の生徒を主として、応急手当の習得のための指導を行う。

4 出前講座や防災教室等を実施する。

第3項 住民（自治会等）に対する普及啓発

発災時に、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識や防災対応について、出前講座の実施、イベントの開催、市広報紙、防災マップ・パンフレット、ポスター及び市ホームページ等を活用し、県や防災関係機関と協力して次のようなことを普及啓発する。また、自治会等にも学習会等の開催を呼びかける。

なお、普及啓発に当たっては、防災の日を設定し重点的な取り組みを行うとともに、体験型防災学習施設である防災センター「あんしんねっと光」の活用を図る。

1 家庭での予防・安全対策

- (1) ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認
- (2) 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認
- (3) 2～3日分の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄
- (4) 非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (5) 家具等の転倒防止対策
- (6) 消火器の普及
- (7) 保険・共済等への加入(地震保険等)

2 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中など）での地震発生時にとるべき行動

3 避難場所での行動

4 災害時における家庭内の連絡体制の確認

5 災害時における地域内の避難体制の確認

6 その他

- (1) 地震の基礎的知識、山口県の地震活動
- (2) 市の震災対策
- (3) 津波、山・がけ崩れ危険予想地域の現況
- (4) 避難所、避難経路その他避難対策
- (5) 住宅の耐震診断と補強
- (6) 応急手当等看護の知識
- (7) 要配慮者対応
- (8) 緊急地震速報についての知識
- (9) 家庭・外出先での安全対策
- (10) 家屋等の安全対策
- (11) 消火・救助等の知識
- (12) 自主防災組織及び自主防災活動
- (13) 地域住民との助け合い

第4項 各種団体等に対する普及啓発

1 市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。

2 各種団体が開催する研修会、講習会において、地震防災について取り入れるよう要請し、また

出前講座を行う等、防災思想の普及啓発を促進する。

第5項 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等を作成し、住民の安全確保に努めるものとする。

第3節 災害教訓の伝承

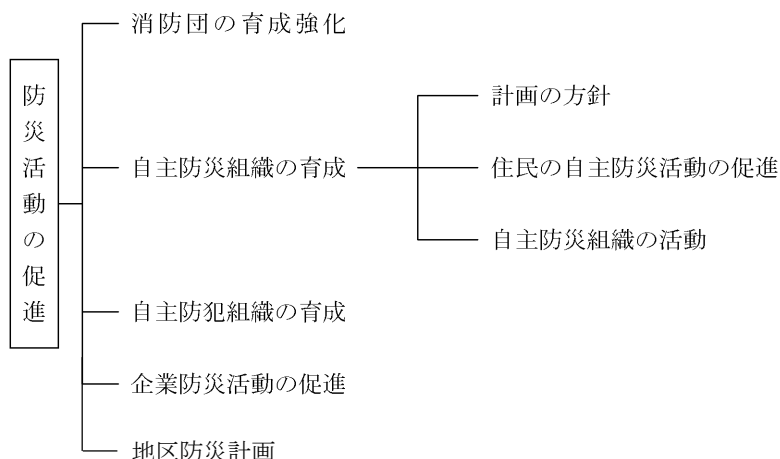
防災危機管理課 教育委員会

市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組を支援するものとする。

第2章 防災活動の促進

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模地震発生時には、これらの消防組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。



第1節 消防団の育成強化

基本計画編第2編第2章第1節「消防団（水防団）の育成強化」を準用する。

第2節 自主防災組織の育成

防災危機管理課
消防組合

第1項 計画の方針

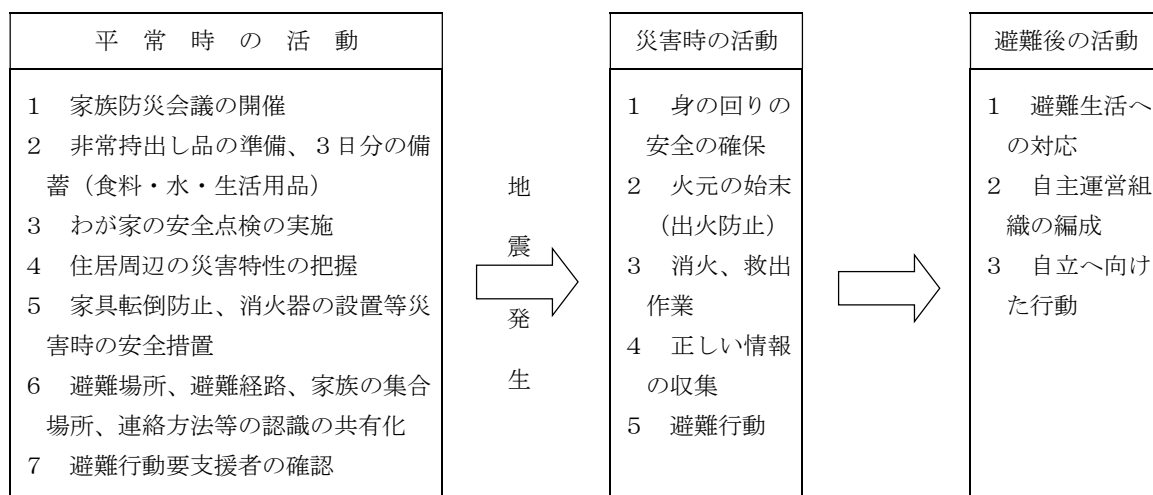
基本計画編第2編第2章第2節「自主防災組織の育成」に定めるとおり、地域住民及び施設の関係者による組織的な防災活動を推進するものとするが、特に地震による災害は、広い地域で同時に発生するため、道路交通や通信手段の混乱等により防災機関の初期防災行動が著しく妨げられることが予想される。

このような事態に対処するためには「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに、住民自らが、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要である。

第2項 住民の自主防災活動の促進

次のような平常時からの備えや地震発生後に必要な行動について、パンフレット等の作成、講習会の実施などにより、住民へ周知を図る。

住 民 の 活 動



第3項 自主防災組織の活動

基本計画編に定めるとおりとする。

資 料 編 〔防災機関・団体〕○自主防災組織の結成状況

第3節 自主防犯組織の育成

基本計画編第2編第2章第3節「自主防犯組織の育成」を準用する。

第4節 企業防災活動の促進

防災危機管理課
消 防 組 合

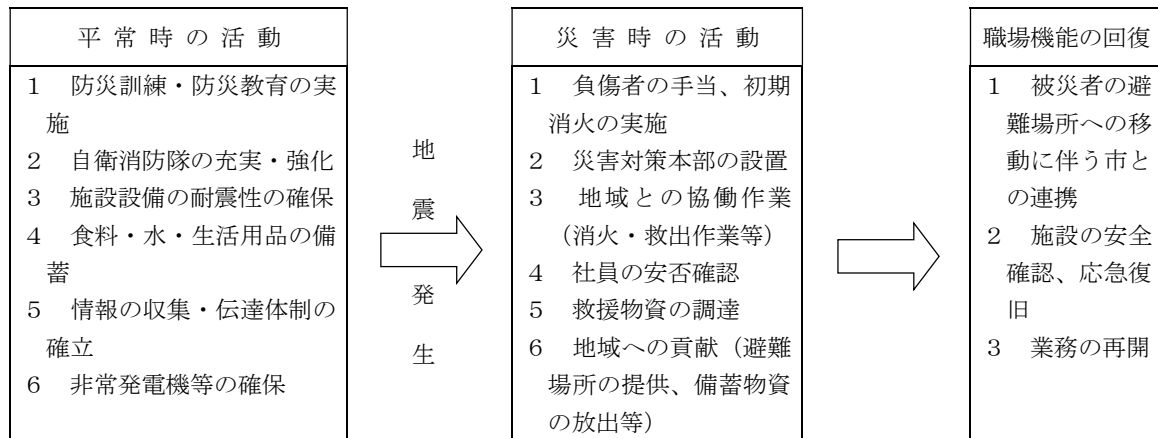
1 計画の方針

臨海部を中心として工業地域をもつ本市においては、企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

2 防災意識の普及啓発

市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することとなる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え、企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。また、災害時においては、県及び市、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対策を行う必要がある。

企 業 の 活 動



第5節 地区防災計画

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施

基本計画編第2編第3章「防災訓練の実施」を準用する。

第4章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成

防災危機管理課 農林水産課
監理課 道路河川課
都市政策課

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川、漁港など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。また、農山漁村地域においても、避難路、避難地、消防用施設等の整備を促進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図るものとする。



第1節 避難地の整備

1 一次的避難場所の指定、確保

震災時の一次的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を避難地として指定、確保する。

2 地区毎の避難地の指定

避難地は、避難距離が長くないよう、できるだけ住民の身近な場所に確保する。

3 避難地の確保

避難地を確保するため、公共用地等の跡地、都市近郊の緑地、市街化区域等の農地の利用について検討する。

資料編 〔救援施設等〕○地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第2節 避難路の整備

1 避難路指定の検討

住民が安全に、短時間に避難できる避難路の指定を推進する。

2 避難路の安全確保

避難路の安全を確保するため、指定に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、幅員の確保できる道路を選定する。

3 その他対策

安全な避難路を確保するために、ブロック塀、石塀等の生け垣化奨励の広報など、必要な対策をとる。

第3節 延焼遮断帯の整備

1 延焼遮断帯の想定

延焼遮断効果の期待できる道路、河川、鉄道、不燃化建築物、緑地及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努めて火災の焼け止まりを図るとともに、ブロック内に一定量のオープンスペース、消防水利や避難場所等の確保を図ることにより、地震に強い都市の形成を図る。

2 延焼遮断帯の構成要素

本市において、延焼遮断帯として想定できるものは、主に次のとおりである。

- (1) 道路（都市計画道路を軸とした広幅員道路）
- (2) 河川、ため池等
- (3) 鉄道（JR西日本山陽本線）
- (4) 公園、緑地、農用地等のオープンスペース
- (5) 街路樹、生け垣等
- (6) 中高層建築物

3 消防水利の整備

火災の危険性が大きい地区に延焼遮断帯の設定を行うとともに、地区内の消防水利の整備をあわせて行う。

第4節 道路の整備

1 計画の方針

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

2 本市における整備計画

現在、本市の道路は網としての構成が十分でないため、国道188号が幹線交通から日常生活まで多様な目的で利用されており、その負荷が大きく、各所で一時的な交通渋滞が恒常化している。

したがって、都市形成上の骨格をなす都市計画道路を中心として、年次的に整備を促進し、道路

のネットワークづくりを推進する。また、併せて延焼遮断帯としての機能を有する道路緑化の推進にも留意するものとする。

第5節 公園の整備

1 計画の方針

公園は、地域住民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。

2 防災機能の整備

防災機能を確保するため、一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置等、防災機能を備えた防災公園としての整備や、避難地や避難路となる緑地を整備するよう努める。

第6節 河川・海岸の整備

本市は、島田川の洪水時の水位よりも低いところに位置するために、溢水したり、破堤したりすると、大きな被害に見舞われるおそれが高い。

近年、住宅開発等により、山林原野の保水機能や水田の遊水機能が低下し、雨水を排出するための下流の河川や水路の流下能力の不足が課題となっている。

したがって、河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の適切な維持管理や耐震性の確保に努める。また、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備を図る。

資料編	〔消 防〕	○消防水利の現況
	〔水 防〕	○市内排水場等一覧

第7節 港湾・漁港の整備

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、耐震強化岸壁の整備及びその適切な維持管理などを進める。

第8節 市街地防災対策の推進

1 防火地域、準防火地域の指定

市街地における大規模火災を防止するため、防火地域又は準防火地域を定める。

資料編	〔消 防〕	○防火地域、準防火地域指定状況一覧
-----	-------	-------------------

2 効果的な土地利用の推進

本市においては、市域の97.6%が都市計画区域に指定されている。このうち、市街化区域又は用途地域が定められているのは、1,633ha（18.2%）であり、用途地域で区分された住居系・商業系・工業系それぞれに応じた土地利用を推進し、用途の純化を図ることで、都市環境の安全性の確保を図る。

3 公共空地の確保

都市公園、街路その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

第9節 農山漁村地域の防災対策の推進

本市の約53%を山林原野が占めており、山地自体は低山性ではあるものの、急斜面をなすところや山地がいきなり海に臨んでいるところもあり、また地質的にも市街地背後には風化しやすく浸食に弱い花崗岩が分布しているため、土砂流発生、地すべり、急傾斜地崩壊の危険性も高い。

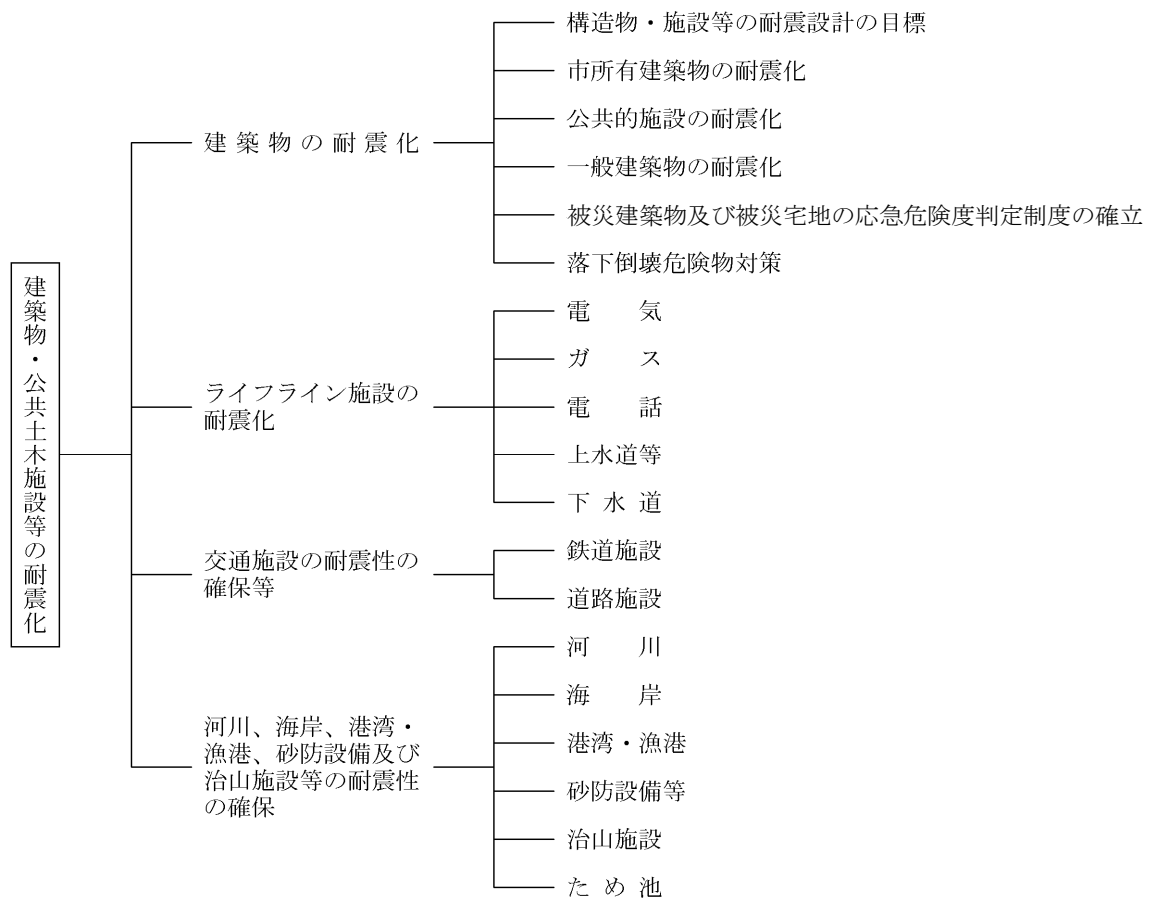
さらに大雨による土砂崩れ等により孤立化も懸念されるところであり、災害に強いまちづくりを進めるため、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。

第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化

震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。

したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、各施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、山口県耐震改修促進計画（以下、「県耐震改修促進計画」という。）及び光市耐震改修促進計画等をもとに、耐震性の強化を図っていく。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に従事する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。



第1節 建築物の耐震化

各課共通

第1項 構造物・施設等の耐震設計の目標

- 1 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。
- 2 発生する確率は低い、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
- 3 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
 - （1）一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - （2）本市のみならず広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - （3）多数の利用者等を収容する建築物等
- 4 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第2項 市所有建築物等の耐震化

1 防災上重要な建築物の耐震化

震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ、重点的に耐震性の確保を図る。

防災上重要な建築物

- 災害対策活動施設 ⇒ 市役所、大和支所
- 医療救護活動施設 ⇒ 光総合病院、大和総合病院、牛島診療所
- 避難収容施設 ⇒ 学校体育館、コミュニティセンター等
- 社会福祉施設 ⇒ あいばく光等
- 輸送拠点施設 ⇒ 臨時ヘリポート、光漁港、牛島漁港
- 物資集積施設 ⇒ 県立光高等学校
- 不特定多数利用施設 ⇒ 総合体育館、図書館等

2 耐震診断の実施

防災上重要な建築物及びその他の市有建築物について、計画的な耐震診断を実施する。

3 耐震補強工事の実施

耐震診断の結果に基づき、必要に応じ耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

4 建築設備等の整備

ライフライン系統の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう、建築設備等（貯水槽、非常用電源等）の整備に努める。

第3項 公共的施設の耐震化

市は、公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

第4項 一般建築物の耐震化

既存建築物（住宅を含む。）のうち、昭和56年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建

建築物については、耐震性が十分でないと推測されることから、耐震化促進計画に基づき一般住民に対して、耐震診断・改修に関する普及啓発、相談窓口の開設、耐震診断講習会の開催等を実施するなどして既存建築物の耐震化の促進を図る。

特に、耐震改修促進法に規定する特定建築物の所有者に対しては、耐震診断・改修の指導、助言を行うことにより、既存建築物の耐震化の促進を図る。

第5項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定制度の確立

県及び市は、被災した建築物や宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定制度を確立する。

- 1 応急危険度判定に関する普及、啓発
- 2 応急危険度判定士の養成、登録
- 3 県及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第6項 落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、次の構築物等の点検、補修、補強等を行う。

県及び市は、設置者及び所有者に対して指導を行う。

物 件 名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道 路 管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
道路標識、交通信号機等	管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講じるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設置者、管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所 有 者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所 有 者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外 壁	所 有 者	落下により通行人に危害を及ぼさないように措置する。
大規模空間における天井	所 有 者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所 有 者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。

第2節 ライフライン施設の耐震化

水道局 下水道課

電気、ガス、電話、上下水道及び工業用水道等のライフライン施設が被災した場合、市民生活へ与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。

県及び市は、関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進するものとする。

また、ライフライン機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するものとする。

第1項 電気（中国電力（株）、中国電力ネットワーク（株）、県（企業局））

1 中国電力（株）

（1）水力発電設備

ダムについては発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

（2）火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

2 中国電力ネットワーク（株）

（1）送電設備

架空電線路 …… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動を上回るため、同基準に基づき設計する。

地中電線路 …… 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮し設計する。

（2）変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

（3）配電設備

架空電線路 …… 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路 …… 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べて小さいので、これにより設計する。

3 中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱

(1) 通信設備

屋内装置の設置方法については、建物の構造（柔軟構造又は剛構造）と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮した設計とする。

4 県（企業局）

〔水力発電設備〕

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。

電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

第2項 ガス（山口県ＬＰガス協会光支部及び山口合同ガス（株））

今後の構造物、施設等の耐震設計に当たっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障を生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。この考えに基づき耐震性を確保するものとする。

1 製造関係

- (1) 新設設備については、耐震設計指針に基づく設計、施工を行い、耐震性の維持管理に努める。
- (2) 既設設備については、可能な限り耐震性の検証を行い対応する。

2 供給関係

- (1) 導管のブロック化を推進し、二次災害の防止、復旧時の早期対応を容易にする。
- (2) 耐震性、耐腐食性に優れた導管材料の使用（ポリエチレン管の積極的な敷設）
- (3) 耐震性に問題のある経年管の計画的な取替え、更生修理を推進する。
- (4) マイコンメーターへの取替計画の一層の推進を図る。

第3項 電話（西日本電信電話（株）、（株）ＮＴＴドコモ）

〔システムとしての信頼性向上〕

- 1 設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルのとう道への収容、通信ケーブルの地中化を推進する。
- 2 冗長化による信頼性向上として、市外交換機の分散、市外伝送路（長距離伝送路）の多ルート化及びループ化、通信衛星の利用拡大、市内中継線のループ化を推進する。

第4項 上水道等（市水道局）

市水道局は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

- 1 緊急を要する弱点対策に努めること。
- 2 重要施設の耐震性向上のため耐震化計画を策定し、事業を推進する。
- 3 広域バックアップ体制の整備、緊急時給水能力の強化等に努める。

第5項 下水道（市下水道課）

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、

- 1 下水道施設の構造面での対策
- 2 下水道システム面での対策
- 3 体制面での対策

を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

第3節 交通施設の耐震性の確保等

監理課 道路河川課
農林水産課

鉄道、道路等は社会経済活動、住民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

第1項 鉄道施設（西日本旅客鉄道（株））

鉄道施設のうち橋梁、高架橋等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

1 橋梁及び高架橋の整備

高架橋の調査点検を実施し、その結果に基づいて橋梁の落橋防止工及び高架橋柱補強等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。

2 その他

落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

第2項 道路施設（各道路管理者）

国道、県道、市道及び農道・林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように、点検を実施し、補強等を推進する。

1 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

2 橋梁及び横断歩道橋の整備

各道路管理者は、橋梁の点検を行い、その結果に基づいて、補強工事を実施し、耐震強化を図る。

3 トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルの点検を行い、その結果に基づいて、補修工事等を実施し、危険箇所の解消を図る。

第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山 施設等の耐震性の確保

監理課 道路河川課
農林水産課

第1項 河 川

河川管理者は、堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第2項 海 岸

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の耐震点検を行い、その結果に基づいて必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第3項 港湾・漁港

震災時に緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、市の海上輸送拠点となる「光漁港」及び「牛島漁港」について耐震性の確保を目的とした整備を推進する。

第4項 砂防設備等

荒廃溪流については、県に対して砂防ダム及び護岸工を施工するよう要請し、土石流防止、土砂かん止調節、溪岸の浸食防止及び溪流の縦浸食防止を図り、地震による被害を未然に防止する。

急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して擁壁の設置等急傾斜地崩壊防止工事を施行するよう要請し、地震によるがけ崩れを未然に防止する。

地すべり危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して地すべり防止工事を施工するよう要請し、地すべりによる被害の防止を図る。また、既設工作物については、常時点検を行い、施設の機能の維持に努める。

資 料 編 【災害危険箇所】

- 地すべり危険箇所一覧
- 山地災害危険地区一覧
- 土石流危険溪流一覧
- 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

第5項 治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地については、県に土留工等の基礎工を施工するよう要請し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃溪流等については、県に治山ダム工等を施工するよう要請し、土石流及び溪床、溪岸の荒廃を防止し、溪流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。また、既設工作物に対しては、点検を行い適切な施設の維持管理に努める。

第6項 た め 池

資料編に掲載のとおり、市内には堤体が決壊するおそれのある危険ため池が2か所ある。

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合を推進するものとする。

資 料 編 【水 防】

- 市内危険ため池一覧

第6章 土砂・地盤災害の予防

地震による山腹崩壊、土石流、地すべり、がけ崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものとする必要がある。



第1節 土砂災害の予防

道路河川課
農林水産課

本市においては、次のとおり災害危険箇所が存在するが、人家、公共施設等に近接する危険区域の防止工事を推進し、定期的な調査点検を県と協力して行うものとする。

- 1 地すべり危険箇所一覧
- 2 山地災害危険地区一覧
- 3 土石流危険渓流一覧
- 4 砂防指定地一覧
- 5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 6 急傾斜地崩壊危険区域一覧
- 7 その他市長が認めた危険区域一覧

資料編 〔災害危険箇所〕

- 地すべり危険箇所一覧
- 山地災害危険地区一覧
- 土石流危険渓流一覧
- 砂防指定地一覧
- 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 急傾斜地崩壊危険区域一覧
- 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧
- その他市長が認めた危険区域一覧

第1項 山地災害危険地対策**1 山地災害危険地区の調査**

山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

2 治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については、現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。

第2項 土石流予防対策**1 砂防指定地の指定**

土石流危険溪流等の土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域を砂防指定地に指定するよう県への要請を行う。

2 土石流対策の実施

砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防に有害な行為を制限するとともに、荒廃溪流における砂防ダム・流路工等の砂防施設の整備を推進するよう、県へ働きかける。

第3項 地すべり予防対策**1 地すべり防止区域の指定**

地すべり危険箇所の調査結果に基づき、地すべりしている地域及びその隣接地域のうち地すべりの発生を助長する地域で公共の利害に密接に関連を有するものを関係住民の理解と協力のもと、県を通じて国に地すべり防止区域の指定を要請する。

2 地すべり防止対策の実施

地すべり防止区域内では、切り土・盛土等の行為を制限するとともに、地下水排除溝等の地すべり防止施設の整備を推進するよう、県へ働きかける。

第4項 がけ崩れ予防対策**1 急傾斜地崩壊危険区域の指定**

急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない急傾斜地崩壊危険箇所については、崩壊のおそれのある急傾斜地及びその隣接地域のうち急傾斜地の崩壊を助長する区域で相当数の居住者に危害が生じる区域を関係住民の理解と協力のもと、急傾斜地崩壊危険区域の指定を県に働きかけるとともに、危険度の把握のため、県と連携して定期的な調査点検を実施する。

2 崩壊防止対策の実施

急傾斜地崩壊危険区域では、急傾斜地の崩壊を助長するような行為を制限するとともに、急傾斜地崩壊対策事業の実施を推進する。

第5項 土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難施設その他の避難場所及び避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

第6項 斜面判定士の養成

震災後の土石流、地すべり及びがけ崩れの危険度を判定する技術者を養成する。

第2節 地盤災害の予防

道路河川課
都市政策課

第1項 液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。

- 1 市及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努めるものとする。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

第2項 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、県による開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

【災害防止に関する指導基準】

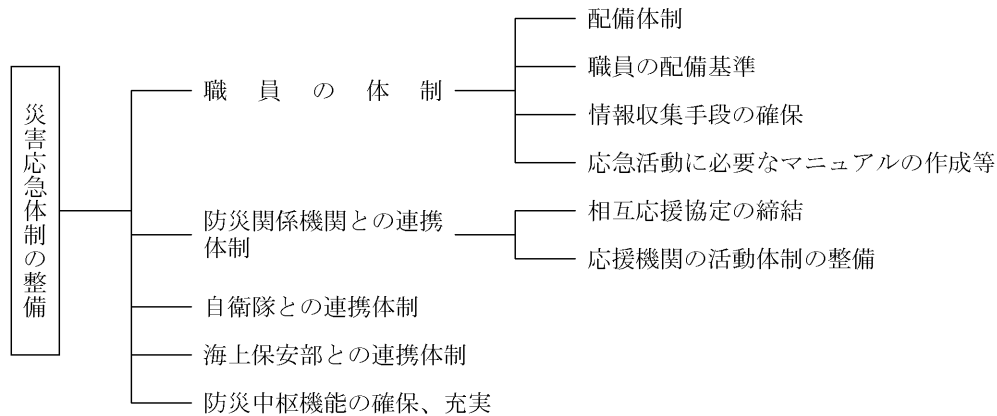
- 1 災害危険度の高い区域
地すべり防止区域（本市においては該当なし）及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。
- 2 人工崖面の安全措置
宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。
- 3 軟弱地盤の改良
宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第7章 災害情報体制の整備

基本計画編第2編第5章「災害情報体制の整備」を準用する。

第8章 災害応急体制の整備

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関との連携強化を図る。



第1節 職員の体制

各課共通

地震発生時の初動体制の確保を図り、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員の配備体制の整備を図る。

第1項 配備体制

1 体制の概要

（1）地震

ア 災害対策本部未設置

配備の時期	種 別	体 制 の 概 要
震度3の地震が発生した場合	第1警戒体制	・災害の拡大を防止するため、災害情報の収集、危険箇所の巡視、住民への広報活動を主とする体制
震度4の地震が発生した場合	第2警戒体制	・局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施する体制 ・事態の状況によっては、災害警戒本部体制に切り替える体制 （避難勧告等を発令する場合は災害対策本部体制に切り替え）
震度5弱又は5強の地震が発生した場合	災害警戒本部体制	・事態の状況によっては、直ちに災害対策本部体制に切り替える体制 ・全職員による体制

イ 災害対策本部設置

配備の時期	種 別	体 制 の 概 要
・震度6弱以上の地震が発生	災害対策本部体制	・市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ・全職員による体制

した場合 ・震度6弱未満の場合でも、大規模な災害が発生し、なお拡大のおそれがあると予測され、市の全組織を挙げて災害対策が必要なとき		
--	--	--

（2）津波

ア 災害対策本部未設置

配備の時期	種 別	体 制 の 概 要
山口県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合	第1警戒体制	・海面監視、関係機関からの水象等の情報収集、住民への広報活動を主とする体制
山口県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合	第2警戒体制	・津波による災害の発生が予想されることから、災害情報の収集、住民への避難勧告、避難所の開設、防災関係機関との連絡活動、災害発生後における応急対策に必要な諸準備に取り組む体制 ・事態の状況によっては、災害警戒本部体制に切り替える体制（避難勧告を発令する場合は、災害対策本部体制に切り替え）
山口県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表され、相当な被害が発生し又は発生するおそれがあるとき	災害警戒本部体制	・事態の状況によっては、災害対策本部体制に切り替える体制 ・全職員による体制

イ 災害対策本部設置

配備の時期	種 別	体 制 の 概 要
山口県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	災害対策本部体制	・市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ・全職員による体制

2 配備基準による配備課等

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について、あらかじめ次のように定める。

配備体制	配備基準	配 備 課	配 備 人 数		業 務 内 容	職員配備基準
			震 度 3	津 波 注 意 報		
第1警戒体制	光市に震度3の地震発生	防災危機管理課 総務課 人材育成・女性活躍推進室	全職員 1	全職員 4	1 地震・津波情報の収集 2 海岸部を始め住民への津波避難情報の提供 3 職員配備等の各部との連絡調整 4 被災情報、避難情報等の取りまとめ及び報告 5 県、関係機関等との連絡調整	あらかじめ所属長が指名した職員
		大和支所 住民福祉課	1		1 地震・津波情報の収集 2 被災情報等の取りまとめ及び報告	
	山口県瀬戸内海沿岸に津波注意報	企画調整課 財政課・行政経営室 情報・DX推進課	1 1	4 1 2	1 広報車による海岸部への広報 2 報道への対応 3 ホームページの開設及び情報提供	
		生活安全課 人権推進課		2	1 地震・津波情報の収集 2 交通災害による市民被害等の取りまとめ及び報告 3 あさえふれあいセンターの開設準備	
		地域づくり推進課	1	1	1 海岸部避難所（牛島、室積、光井、島田、浅江の各コミュニティセンター）の開設準備 2 施設の安全確認	
		福祉総務課 高齢者支援課 介護老人保健施設清算室 こども家庭課 こども政策課 健康増進課	1 1 1 1 2	3 3 1 1 2	1 総合福祉センターの避難所開設の準備 2 海岸部の避難行動要支援者との連絡調整 3 社会福祉施設等との連絡調整 4 関係機関等との連絡調整	
		農林水産課	2	11	1 災害危険箇所のパトロール 2 関係施設や水門設備等の津波対策の実施 3 漁協との連絡調整 4 海面潮位の観測及び報告	
		観光・シティプロモーション推進課		1	1 観光施設との連絡調整 2 海水浴、観光客への津波及び避難情報の提供	
		監理課 道路河川課	1	全職員 全職員	1 災害危険箇所のパトロール 2 水門等の閉鎖 3 海面潮位の監視	
		建築住宅課		2	1 市営住宅等との連絡調整	

		都 市 政 策 課	1	2	1 関係施設等のパトロール 2 他課の津波対策の応援協力	
		公 共 交 通 政 策 課		1	1 牛島海運及び市内公共交通機 関との連絡調整	
		下 水 道 課		2	1 海岸部の下水道施設の被災警 戒 2 関係機関等との連絡調整	
		教 育 総 務 課 ひかり学園推進課 文化・社会教育課 ス ポ ー ツ 推 進 課	1 1	3 2 2	1 学校、教育関係施設の安全確 認 2 体育施設、設備等の安全確認	

配備体制	配備基準	配 備 課	配 備 人 数		業 務 内 容	職員配備 基 準
			震 度 4	津 波 警 報		
第2警戒 体制	光市に震 度4の地 震発生	防災危機管理課 総 務 課 人 材 育 成・ 女性活躍推進室 入 札 監 理 課	全職員 4 1	全職員 全職員 全職員	1 地震・津波情報の収集 2 海岸部を始め住民への避難勧 告等の発令 3 職員配備等各部との災害対策 の連絡調整 4 被災情報、避難情報等の取り まとめ及び報告 5 県、関係機関等との連絡調整	あらかじめ 所属長 が指名し た職員
		大 和 支 所 住 民 福 祉 課	1	1	1 被災情報等の取りまとめ及び 報告 2 他部の応援	
	山口県瀬 戸内海沿 岸に津波 警報	各 出 張 所	各1	各1	1 管内の被害状況の把握等	
		企 画 調 整 課 財 政 課 ・ 行 政 経 営 室 情 報 ・ D X 推 進 課	4 1 2	全職員 全職員 全職員	1 広報車による海岸部への広報 2 報道への対応 3 ホームページの開設及び情報 提供	
		税 務 課 収 納 対 策 課	7	全職員 全職員	1 人的・家屋等の被害状況の調 査 2 避難誘導に関すること 3 その他市内の情報収集	
		会 計 課	1	2	1 施設等の安全確認	
		市 民 課	2	4	1 避難勧告等に係る住民情報の 整理 2 安否確認資料、被災者名簿等 の作成	

生活安全課 人権推進課	2 1	全職員 1	1 地震・津波情報の収集 2 交通災害による市民被害等の 取りまとめ及び報告 3 あさえふれあいセンターの開 設準備
地域づくり推 進課	1	2	1 海岸部避難所（牛島、室積、 光井、島田、浅江の各コミュニテ ィセンター）の開設 2 その他コミュニティセンター の避難所開設準備 3 関係施設等のパトロール 4 関係団体等との連絡調整
環境政策課	2	4	1 関係施設等のパトロール、警 戒等 2 関係機関との連絡調整 3 避難所（ペット関連）の開設 準備
環境事業課	1	2	1 関係施設等のパトロール、警 戒等 2 関係機関との連絡調整
福祉総務課 高齢者支援課 介護老人保健施設清算室 こども家庭課 こども政策課 健康増進課	5 5 3 3 4	全職員 全職員 全職員 6	1 総合福祉センターの避難所開 設の準備 2 海岸部の避難行動要支援者と の連絡調整 3 社会福祉施設、保育園等との 連絡調整 4 災害救助等 5 避難者の相談、健康対応
農林水産課	全職員	15	1 災害危険箇所のパトロール 2 関係施設との連絡調整 3 関係施設や水門設備等の津波 対策の実施 4 海面潮位の観測及び報告
商工振興課 観光・シティプロ モーション推進課	1 1	1 2	1 商工観光施設との連絡調整 2 海水浴、観光客への津波及び 避難情報の提供
監理課 道路河川課	全職員 全職員	全職員 全職員	1 災害危険箇所のパトロール 2 水門等の閉鎖 3 海面潮位の監視
建築住宅課	全職員	全職員	1 市営住宅等との連絡調整
都市政策課 下水道課	全職員 6	全職員 全職員	1 関係施設等のパトロール、警 戒等 2 関係機関との連絡調整
公共交通政策課	1	1	1 牛島海運及び市内交通機関等 との連絡調整

	教育総務課 ひかり学園推進課	全職員	全職員	1 学校、教育関係施設の避難所 開設準備
	学校教育課 部活動改革推進室	全職員	全職員	2 学校、教育関係施設の安全確 認
	人権教育課 文化・社会教育課	全職員	全職員	3 体育施設、設備等の安全確認
	スポーツ 推進課	1	2	
	図書館	1	1	1 避難施設の開設
	学校給食 センター	2		1 関係施設等のパトロール、警 戒等 2 関係機関との連絡調整
	議会事務局	2	全職員	1 議員との連絡調整

配備体制	配備基準	配備課	配備人数		業務内容	職員配備 基準
			震度5 弱又は 5強	大津波 警報		
災害警戒 本部体制	光市に震 度5弱又 は5強の 地震が発 生 山口県瀬 戸内海沿 岸に大津 波警報	全課室等	全職員	全職員	状況に伴い、直ちに災害対策本部体制 に移行する体制とする	全職員

配備体制	配備基準	配備課	配備人数		業務内容	職員配備 基準
			震度6 以上	大津波 警報		
災害対策 本部体制	光市に震 度6弱以 上の地震 が発生 大津波警 報	全課室等	全職員	全職員	市の全力をあげて災害対策に取り組 む体制とする	全職員

※ 消防組合、水道局、病院局においては、別に定める。

第2項 職員の配備基準

- 1 第1次・第2次警戒体制については、あらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。
- 2 勤務時間内の地震発生時の体制は、震度に応じた自動配置とし、該当職員は、速やかに所定の場所へ配置につくものとする。（電話連絡の不通が想定されるため）
- 3 勤務時間外では、あらかじめ所属長が指名した職員は、震度、津波情報等により自主参集をもって配備に当たる。
- 4 震度の判断については、報道機関の放送、揺れなどから職員自ら判断することになる。
- 5 交通途絶等のため、勤務場所に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに、最寄りの支所又は出張所に集合する。
- 6 震度5弱以上の地震が発生した場合は、全職員は、直ちに勤務場所に自主参集し初期応急活動に当たる。
- 7 各施設等の管理者は、震度4以上の地震が発生した際には、施設の安全点検を行い、被害状況等について防災危機管理課に報告する。
- 8 震度1又は2の地震が発生し、次のような場合、防災危機管理課職員は、状況に応じ自主参集又は自宅待機をして災害発生に備えるものとする。
 - （1）地震が何度か継続して起きている場合
 - （2）震源等が山口県若しくは近郊である場合
 - （3）長期に降雨が継続しているような場合
 - （4）その他被害の発生が見込まれる場合

第3項 情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段（携帯電話等）の確保について、整備を進める。

第4項 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底するものとする。

第5項 業務継続計画（BCP）の見直し

市は、大規模災害が発生し、市庁舎等が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を必要に応じて見直し、業務継続性の確保を図る。

第2節 防災関係機関との連携体制

防災危機管理課

大規模地震発生時には、防災関係機関との連携体制が重要となることから、市は、応急・復旧活動に関し、防災関係機関と協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 協定の締結**1 市における協定の締結**

市においては、各応急対策業務に関し、各関係機関・団体と次の応援協定を締結している。

- （1）県消防防災ヘリコプターによる緊急搬送、救急・救助活動についての県との協定

- (2) 大規模災害発生時における応援協力についての県内市町、消防事務組合との協定
- (3) 山陽自動車道における火災・救急・救助等活動についての関係市町等との協定
- (4) 医療救護活動についての光市医師会との協定
- (5) 医薬品等の調達についての光市薬業組合、光市薬剤師会との協定
- (6) 災害防止活動・災害復旧活動用資機材等の協力についての大和町建設業協同組合、光市管工事協同組合との協定
- (7) 施設・用地、情報提供等についての光市内郵便局との協定
- (8) 災害時の停電等についての中国電力ネットワーク(株)周南ネットワークセンターとの協定

2 今後締結を検討する協定等

- (1) 災害応急対策用車両の確保に関する協定
- (2) 通信設備の利用に関する協定
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品の供給に関する協定
- (4) その他災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

※ 「警察通信設備の使用に関する協定」については締結不要

資料編 [応援協定等] ○山口県消防防災ヘリコプター応援協定

- 山口県内広域消防相互応援協定書
- 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書
- 山口県及び市町相互間の災害時応援協定(山口県及び県内全市町)
- 災害時における協力に関する協定(光地区消防組合)
- 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定(海ネット共助会員)
- 災害時における情報交換に関する協定(中国地方整備局)
- 災害時の救護活動に関する協定(光市医師会)
- 医薬品等の調達に係る協定(光市薬業組合及び光市薬剤師会)
- 災害時等における協力態勢に関する協定書(大和町建設業協同組合)
- 災害時等における協力態勢に関する協定(光市管工事協同組合)
- 災害時における光市内郵便局、光市間の相互協力に関する覚書(光市内郵便局)
- 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書(中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンター)
- 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書(西日本電話株式会社山口支店)
- 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書(イオン株式会社西日本カンパニー)
- 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する

- る協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）
- 災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書（マックスバリュ西日本株式会社）
- 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定（株式会社アステールおかむら）
- 災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書（生活協同組合コープやまぐち）
- 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定（山口県LPガス協会光支部）
- 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定（株式会社みうら）
- 地域活性化包括連携協定（株式会社丸久）
- 災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書（株式会社オオジマ）
- 災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書（株式会社レボ）
- 避難所開設に係る覚書（山口県立光高等学校）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人光富士白苑）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人ひかり苑）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人大和福祉会）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人和光苑）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（医療法人社団光仁会）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（有限会社メディビス）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（NPO法人優喜会）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（NPO法人森林の里）

- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
(有限会社兼清メディカルサービス)
- 災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書
(山口県行政書士会)
- 救援物資集積場所に関する覚書(山口県立光高等学校)
- 災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書(牛島海運有限会社)
- 災害時における地図製品等の供給等に関する協定(株式会社ゼンリン事業統括本部総合販売本部中四国エリアグループ)
- 災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社)
- 災害時における施設等の提供の協力に関する協定(社会福祉法人ひかり苑)
- 災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書(山口県産業ドローン協会)
- 災害時における石油類燃料の供給に関する協定
(山口県石油商業組合周南連合支部光地区)
- 災害時における応急対策資機材の供給に関する協定
(光東株式会社)
- 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定
(光環境整備株式会社、熊谷興業株式会社、有限会社大和清掃興業)
- 災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定(ワールド動物病院、光動物愛護病院、菅原獣医科医院、かわの動物病院)
- 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定
(株式会社バカン)
- 包括連携に関する協定(大塚製薬株式会社)
- 災害時における物資供給等に関する協定(株式会社ジュンテンドー)
- 災害時における福祉避難所の設置・運営及び施設等の提供の協力に関する協定(社会福祉法人ひかり苑)
- 災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定書(光アニマルケアクリニック)
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
(社会福祉法人光仁会)
- 災害時におけるバス利用に関する協定書(アサヒ観光株式会社)

- 電気自動車を活用したまちづくりに関する包括連携協定書
(日産自動車株式会社)(山口日産自動車株式会社)(住友三井
オートサービス株式会社)
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
(医療法人睦会)

第2項 応援機関の活動体制の整備

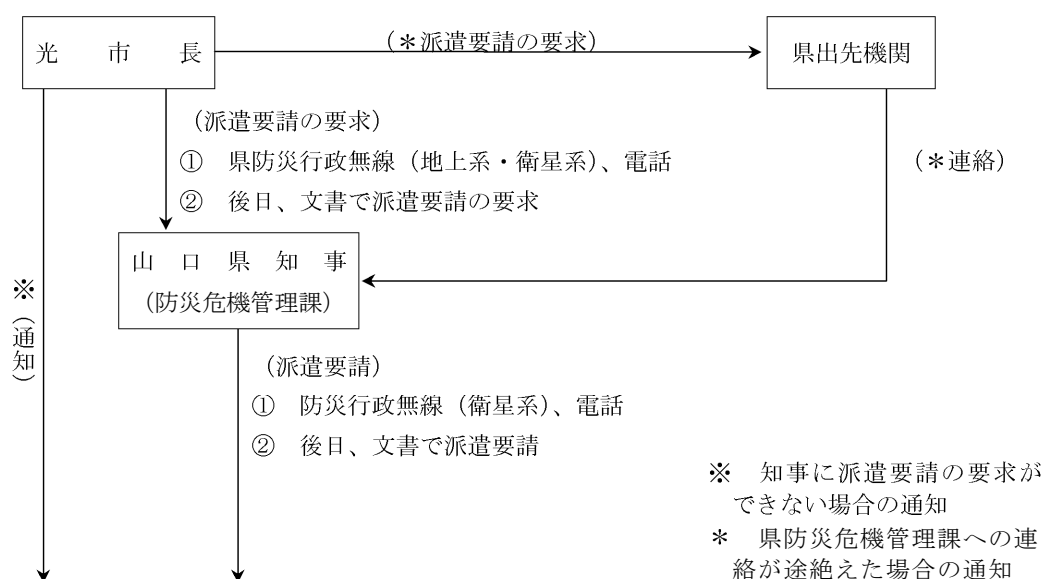
- 1 近隣市町(消防本部)、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 2 救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。

第3節 自衛隊との連携体制

防災危機管理課

市は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め、必要な準備を整えておくものとする。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先
- 5 自衛隊集結地



陸 上 自 衛 隊	第17普通科連隊	山口市	083—922—2281 県庁内線 (5184) 防災無線(衛星系)035-217
	第 13 旅 団	広島県	082—822—3101 防災無線 (衛星系) 034-101-941-157
	中部方面總監部	兵庫県	072—782—0001
海 上 自 衛 隊	小月教育航空群	下関市	083—282—1180
	第 31 航 空 群	岩国市	0827—22—3181
	下 関 基 地 隊	下関市	083—286—2323
	呉地方總監部	広島県	0823—22—5511 防災無線 (衛星系) 034-101-89-158
	佐世保地方總監部	長崎県	0956—23—7111
航 空 自 衛 隊	第12飛行教育団	防府市	0835—22—1950 内線231
	航 空 教 育 隊	防府市	0835—22—1950
	西部航空方面隊	福岡県	092—581—4031
	第 3 術 科 学 校	福岡県	092—223—0981
	第 17 警 戒 隊	萩市	0838—23—2011

第4節 海上保安部との連携体制

防災危機管理課
農林水産課

市は、震災時における海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、徳山海上保安部との間の連携体制を整備しておく。

また、「台風・津波等船舶災害防止対策検討委員会」との連携及び海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

資料編 [その他] 〇台風・津波等船舶災害防止対策検討委員会会則

第5節 防災中枢機能の確保、充実

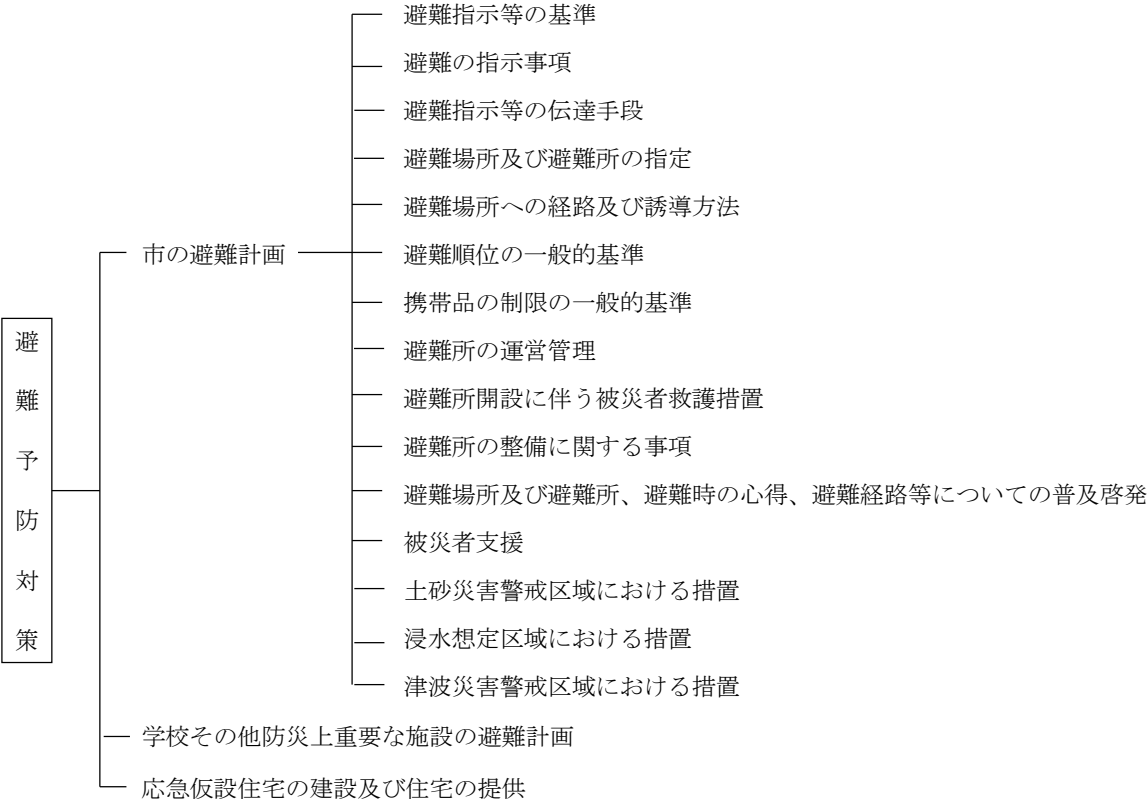
各課共通

大規模地震発生時に円滑な応急活動ができるよう、防災中枢機能を果たす施設、設備等について安全性の確保及び充実並びに耐震・耐火性の確保を図るため、次の整備を行う。

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検、耐震診断を計画的に実施する。診断した施設については、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- 2 防災中枢機能を持った災害対策活動の拠点施設（市庁舎、大和支所、総合福祉センター、水道局、避難収容施設、総合病院等）の整備に努める。
- 3 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備に努める。
- 4 庁舎並びに総合病院等の災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

第9章 避難予防対策

震災時において、住民の生命、身体、安全、保護を図るため、また余震、火災等二次災害から住民を守るために、避難場所、避難経路、誘導方法等について、あらかじめ避難計画を策定しておくものとする。



第1節 市の避難計画

防災危機管理課

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、要配慮者に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、コミュニティセンター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第1項 避難指示等の基準

- 1 震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害等の発生又はそのおそれのあるとき。

- 2 気象庁から大津波警報、津波警報、注意報又は緊急地震速報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- 3 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時で、避難を要すると判断されるとき。

第2項 避難指示等の発令に関する事項

避難の情報の発令に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

- 1 避難指示等の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他震災の状況により必要となる事項

第3項 避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、市による対応だけでなく、光地区消防組合消防本部、光警察署、徳山海上保安部、Kビジョン、自治会、自主防災組織等の協力による伝達体制を整備するものとする。

また、平素から夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段の確保や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制を確立しておく。

- 1 信号による伝達
サイレン等の利用の検討
- 2 無線、電話及び放送等による伝達
 - （1）防災行政無線（同報系）、電話等
 - （2）テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む。）
- 3 広報車、伝達員による直接伝達
震災時における通信途絶を想定し、自治会、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体制を検討し整備に努める。
- 4 防災広報ダイヤルによる伝達
防災広報ダイヤルを活用し、周知に努める。
- 5 メール配信による伝達
光市メール配信サービスを活用し、周知に努める。
- 6 防災情報電話通知サービスによる伝達
防災情報電話通知サービスを活用し、周知に努める。
- 7 市ホームページ、市SNSによる伝達
市ホームページ、市SNSを活用し、周知に努める。

第4項 避難場所及び避難所の指定

- 1 選定基準
 - （1）指定緊急避難場所

ア 地震にあっては、地震に対して安全な構造を有する施設又は地震発生時に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所とし、津波にあっては被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される水位以上に避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設とすること。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

ウ 公園等のオープンスペースについては、大火災の輻射熱及び液状化に対して安全な空間とすることに努めること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

（2）指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

（3）その他留意すべき事項

- ・火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。
- ・避難場所及び避難所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- ・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- ・避難人口は、夜間人口による。

2 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

避難所の利用一覧表（例）

使用する地域 又は地区名	避難所名	収容人員	炊き出し 能力	施設の 能力	経路・位置 ・所要時間	施設 管理者	管理 責任者	連絡員

3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

- （1）施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておくものとする。
- （2）連絡方法及び連絡事項について定めておく。

（3）管理責任者を予定しておく。

（4）指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所に関する役割分担等を定めるよう努める。

資料編 【救援施設等】○地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧

第5項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導體制

（1）誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう、警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶものとする。

（2）避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る体制を構築する。

（3）避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。また、夜間照明、外国語表示の標識等の設置に努めるものとする。

2 避難経路の選定

（1）避難経路を2か所以上選定する。

（2）相互に交差しない。

（3）落下物の危険がない。

（4）老朽化したブロック塀・石塀等がない。

（5）火災、爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。

（6）住民の理解と協力を得て選定する。

第6項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第7項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、震災の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ住民への周知を図るものとする。

1 携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ

2 余裕がある場合

上記の他、若干の食料品、日用品等

第8項 避難所の運営管理

避難所における活動を円滑に実施するために必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。また、市及び避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境確保のために専門家との定期

的な情報交換に努める。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。

1 管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積場所等との連絡）について、あらかじめ定めておくものとする。

2 避難者名簿（様式の作成）

3 避難収容中の秩序保持（管理要領）

集団生活に最低限必要な規律等

4 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）

5 各種相談業務

第9項 避難所開設に伴う被災者救援措置

1 給水措置

2 給食措置

3 毛布、寝具等の支給

4 衣料、日用品の支給

5 負傷者に対する応急救護

第10項 避難所の整備に関する事項

1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、冷暖房機具、照明等）

2 避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）

3 災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）

4 避難所での備蓄

食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第11項 避難場所及び避難所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

1 平常時における広報

（1）市ホームページ、広報紙、掲示板、防災パンフレット・マップ等の作成及び配布

（2）住民に対する巡回指導

（3）防災訓練等の実施

2 災害時における広報

（1）広報車による周知

（2）防災広報ダイヤルの開設

（3）防災行政無線放送による広報

（4）避難誘導員による現地広報

（5）自治会等自主防災組織を通じた広報

第12項 被災者支援

税務課が住家被害調査、福祉総務課が罹災証明書交付等の担当であるが、大規模災害に備えて、庁内の応援体制の構築、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害調査の担当者の

育成、他団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備を図る。

第13項 土砂災害警戒区域における措置

市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、知事により指定された土砂災害警戒区域について、土砂災害警戒区域を示したハザードマップ及び緊急避難場所及び避難所、避難路の周知に努める。また、次のとおり警戒体制を定める。

1 情報の収集及び伝達

市は、山口県土砂災害ポータル、気象庁防災情報提供システム等を活用し、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報を収集し、必要な情報について防災行政無線等を活用して、対象地域の住民に伝達を行うものとする。

なお、住民に対する情報の伝達は、第3編第2章第5節「広報計画」に定める。

2 円滑な避難の確保を図るために必要な措置

市は、土砂災害が発生するおそれがあるときに、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て、避難誘導等を行うものとする。なお、避難情報の発令及び伝達、避難誘導等については、第3編第4章第1節「避難指示等」に定める。

土砂災害警戒区域内の主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）については、施設管理者への避難情報等の伝達手段として、FAXを利用するとともに、迅速な情報入手につながる光市メール配信サービスの利用を周知する。また、避難確保計画の作成を支援するとともに、土砂災害に係る防災訓練を協力して実施するなど、警戒避難体制を整備するものとする。

資料編 【災害危険箇所】○市内要配慮者利用施設（土砂災害警戒区域）一覧
○市内学校施設（土砂災害警戒区域）一覧

第14項 浸水想定区域における措置

「水防法」第14条の規定に基づき、知事により指定された浸水想定区域について、同法第15条の規定に基づき、浸水想定区域を示したハザードマップ及び緊急避難場所及び避難所、避難路の周知に努める。また、次のとおり警戒体制を定める。

1 情報の伝達

市は、防災行政無線等を活用して、対象地域の住民に情報の伝達を行うものとする。

なお、情報の伝達は、第3編第2章第5節「広報計画」に定める。

2 円滑な避難の確保を図るために必要な措置

市は、洪水時の、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て、避難誘導等を行うものとする。なお、避難情報の発令及び伝達、避難誘導等については、第3編第4章第1節「避難指示等」に定める。

浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）については、施設管理者への避難情報等の手段として、FAXを利用するとともに、迅速な情報入手につながるメール配信サービス等の利用を周知する。

また、避難確保計画の作成を支援するとともに、水害に係る防災訓練を協力して実施するな

ど、警戒避難体制を整備するものとする。

資料編 【災害危険箇所】○市内要配慮者利用施設（浸水想定区域）一覧
○市内学校施設（浸水想定区域）一覧

第15項 津波災害警戒区域における措置

市は、「津波防災地域づくりに関する法律」第53条の規定に基づき、知事により指定された津波災害警戒区域について、津波浸水想定区域や津波災害警戒区域を示したハザードマップ及び緊急避難場所及び避難所、避難路の周知に努める。また、次のとおり警戒体制を定める。

1 情報の収集及び伝達

市は、気象庁防災情報提供システム等を活用し、津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報を収集し、必要な情報について防災行政無線等を活用して、対象地域の住民に伝達を行うものとする。

なお、住民に対する情報の伝達は、第3編第2章第5節「広報計画」に定める。

2 円滑な避難の確保を図るために必要な措置

市は、津波のおそれがあるときに、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て、避難誘導等を行うものとする。なお、避難情報の発令及び伝達、避難誘導等については、第3編第4章第1節「避難指示等」に定める。

また、津波災害警戒区域内の主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、施設管理者への情報伝達手段として、光市メール配信サービス等を周知する。

資料編 【災害危険箇所】○市内要配慮者利用施設（津波災害警戒区域）一覧

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

教育委員会 病院局
各施設担当課

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、市及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

区 分	留 意 事 項
学校及び幼児教育施設	地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
病 院	患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
福祉関係施設	入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項

その他防災上 重要な施設	避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項
-----------------	------------------------------

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

建築住宅課

市は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、県が実施した被害想定調査結果等を踏まえて、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制を整備しておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、震災時における被災者へ迅速に提供する。
- 4 民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

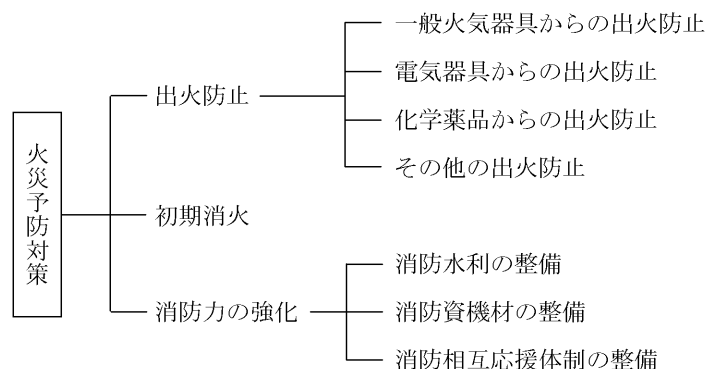
第10章 救助・救急、医療活動

基本計画編第2編第8章「救助・救急、医療活動」を準用する。

第11章 火災予防対策

防災危機管理課
消 防 組 合

大規模地震は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから、市は、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進するものとする。



第1節 出火防止

近年の地震においては、地震から数時間を経過しての電気器具による出火という過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となっている。

第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから、一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合には、火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置（マイコンメータ含む）等の普及促進を図る。

第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により、地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に、電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物や周辺の散

乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかったと考えられる事例、観賞魚用ヒータが空气中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかったと考えられる事例等、従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具などの電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを住民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

第3項 化学薬品からの出火防止

学校、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により、自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

第4項 その他の出火防止

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等、一層の安全管理の徹底を図る。

第2節 初期消火

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、住民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう住民、自主防災組織等を指導する。

- 1 震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。
- 2 震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

第3節 消防力の強化

市は、大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図っていく。

第1項 消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性貯水槽、耐震性を有する防火水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進していく。

資料編 〔消防〕○消防水利の現況

第2項 消防資機材の整備

- 1 消防本部・消防署

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご付きポンプ車、小型動力ポンプ付き水槽車、電源車等の整備を推進していく。

資料編 〔消防〕○光地区消防組合所有車両等一覧
○市内化学消火剤・油処理剤等の所在状況一覧

2 消防団

火災発生初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ自動車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。

資料編 〔消防〕○消防団所有機械器具配置状況一覧

3 自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

第3項 消防相互応援体制の整備

本編第8章第2節「防災関係機関との連携体制」に定めるとおりとする。

第12章 要配慮者対策

基本計画編第2編第9章「要配慮者対策」を準用する。

第13章 緊急輸送活動

基本計画編第2編10章「緊急輸送活動」を準用する。

第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

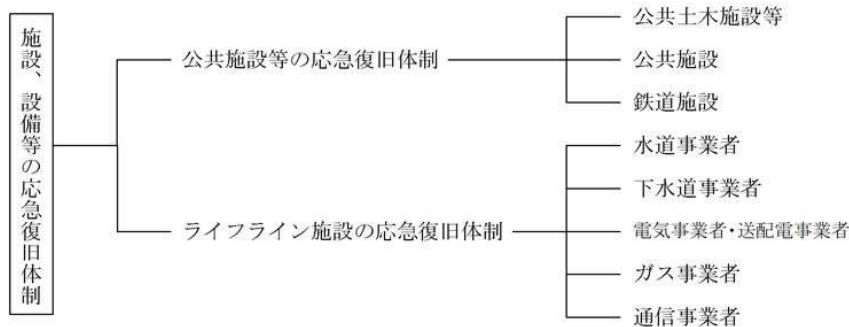
基本計画編第2編第11章「災害救助物資の確保、災害対策基金計画」を準用する。

第15章 ボランティア活動の環境整備

基本計画編第2編第12章「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第16章 施設、設備等の応急復旧体制

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、住民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図るものとする。



第1節 公共施設等の応急復旧体制

各施設担当課

第1項 公共土木施設等

1 被災施設設備の情報収集協力体制の確立

市は、被災状況の情報の相互提供等について、あらかじめ市内郵便局と覚書を締結している。

災害時に、被災施設設備の迅速な応急復旧ができるよう、あらかじめ民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう協定等を締結するなど必要な措置を講じ、応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。

資料編 [応援協定等] ◦災害時における光市内郵便局、光市間の相互協力に関する覚書
(光市内郵便局)

2 応急復旧資機材の調達体制の確立

市は、既に大和町建設業協同組合、光市管工事協同組合と災害時における人員や資機材の協力要請に関する応援協定を締結している。

応急復旧に必要な各種資機材について常に把握するとともに、調達を必要とする資機材について、今後とも民間業者等との協定締結を推進するなどの措置を講じるものとする。

資料編 [応援協定等] ◦災害時等における協力態勢に関する協定書(大和町建設業協同組合)
◦災害時等における協力態勢に関する協定(光市管工事協同組合)

第2項 公共施設

地震発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は、平常時から施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3項 鉄道施設（西日本旅客鉄道（株））

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努めるものとする。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

水 道 局 下 水 道 課

第1項 水道事業者（市水道局）

震災時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者（市下水道課）

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者・送配電事業者（中国電力ネットワーク（株））

所管する電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者（山口合同ガス（株）及び山口県LPガス協会光支部）

二次災害の発生を防止するため、発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第5項 通信事業者（西日本電信電話（株））

- 1 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

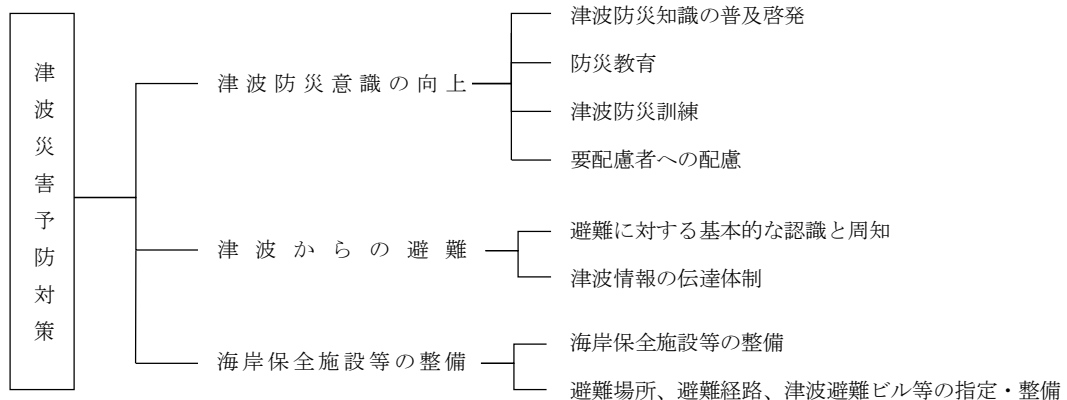
また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

- 2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国〔中国総合通信局〕を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第17章 津波災害予防対策

基本的な考え方

- 1 大規模地震に伴う津波災害を防止するため、必要な海岸保全施設等の整備を推進するほか、津波情報体制・津波監視体制・避難体制の整備を図るとともに、住民等への津波防災思想の啓発に努めるものとする。
- 2 津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。
 - （1）最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
〔対策〕海岸堤防、河川堤防などの海岸保全設備の整備による人命、資産の保護
 - （2）発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
〔対策〕住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による総合的な津波対策



第1節 津波意識の向上

防災危機管理課	教育委員会
消防組合	福祉総務課
高齢者支援課	

津波による人的被害を軽減するためには、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、住民一人ひとりが自らの命は自分で守るという心構えをもち、発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸造する必要がある。

このため、県、市及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災教育の推進に努め、住民の防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

第1項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、住民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。

津波避難に関する次の内容の普及啓発を図る。

- 1 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこととなる。船舶については、時間的余裕がある場合には、港外（水深の深い広い海域）に退避すること。
- 2 地震による揺れを感じられない場合でも、大津波警報・津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波注意報でも避難する必要があること。海水浴等により海辺にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- 3 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や、場合によっては数時間から1日以上にわたり、津波が継続する可能性があること、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があることから、警報、注意報解除までは沿岸部に近づかないこと。
- 4 地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。
- 5 家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話をし、決めておく必要があること。

第2項 防災教育

県、市及び防災関係機関は教育機関及び民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動を取る姿勢を醸造する防災教育を実施する。

- 1 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- 2 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 3 コミュニティセンター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 津波浸水想定を踏まえた避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの周知を図る。

第3項 津波防災訓練

防災週間等を通じ、市、住民及び事業所等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や住民の適切な避難措置等に努める。

- 1 夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 2 津波被害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第4項 要配慮者への配慮

県及び市は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 津波からの避難

防災危機管理課	商工振興課
農林水産課	福祉総務課
高齢者支援課	

津波からの迅速かつ的確な避難のため、市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第1項 避難に関する基本的な認識と周知

津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲に大きな差異が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があり、さらに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意すること。

1 避難方法

津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界があることを踏まえ、各地域で合意形成を図ったうえで避難方法の検討をする必要がある。

2 津波ハザードマップの周知

市は、津波防災地域づくりに関する法律第55条に基づく津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

3 市の津波避難体制の確立

市は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した具体的かつ実践的な津波避難計画の早期作成に

努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

(1) 避難指示

市は、避難指示の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示の発令ができる組織体制の整備を図る。

(2) 住民等の避難誘導体制

ア 津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や要配慮者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

ウ 避難場所の位置がわかるような案内・誘導板や標高（海拔）がわかる海拔表示板の整備に努めるとともに、避難場所の周知を図る。

エ 多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、海水浴場、「フィッシングパーク光」、海辺の観光地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

4 要配慮者及び外来者の避難

(1) 津波による被害のおそれのある地域の要配慮者施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

(2) 市は、要配慮者施設等の避難対策について支援するとともに、在宅の要配慮者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

また、観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地におけるハザードマップの掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海拔表示板などにより、周知を図る。

第2項 津波情報の伝達体制

1 津波警報等及び避難指示の伝達について関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。

2 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、市はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等及び避難指示の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

3 防災行政無線の活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、防災行政無線を活用する。

4 多様な伝達手段の確保

J - A L E R T の受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メー

ル、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

5 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、外国人旅行者を含む観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

6 港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

第3節 海岸保全施設等の整備

防災危機管理課 道路河川課
農林水産課

第1項 海岸保全施設等の整備

1 海岸保全施設の整備に係る基本的な考え方

護岸や堤防など海岸保全施設の高さ・構造等の設定は、想定される津波のうち、発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の推計結果等を踏まえ決定することとする。また、施設整備については、過去の被災状況や背後の土地利用等を勘案し、緊急度の高い箇所から引き続き進める。

2 津波防災対策を策定するにあたって必要となる検討事項

（1）性能水準

海岸保全施設の整備にあたって必要となる耐震性、液状化対策等の性能水準を検討する。

（2）電動化・自動化等

水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時における作業員の安全確保の観点から、電動化や自動化等の必要性について検討する。

第2項 避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備

- 避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

資料編 【救援施設等】○地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧

- 市は、津波浸水想定区域内において民間等の建築物について、津波避難ビル等を避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、確実に避難できるような体制の構築に努める。
- 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- 避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図るものと

する。

- 5 避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示板等の整備・周知に努める。

